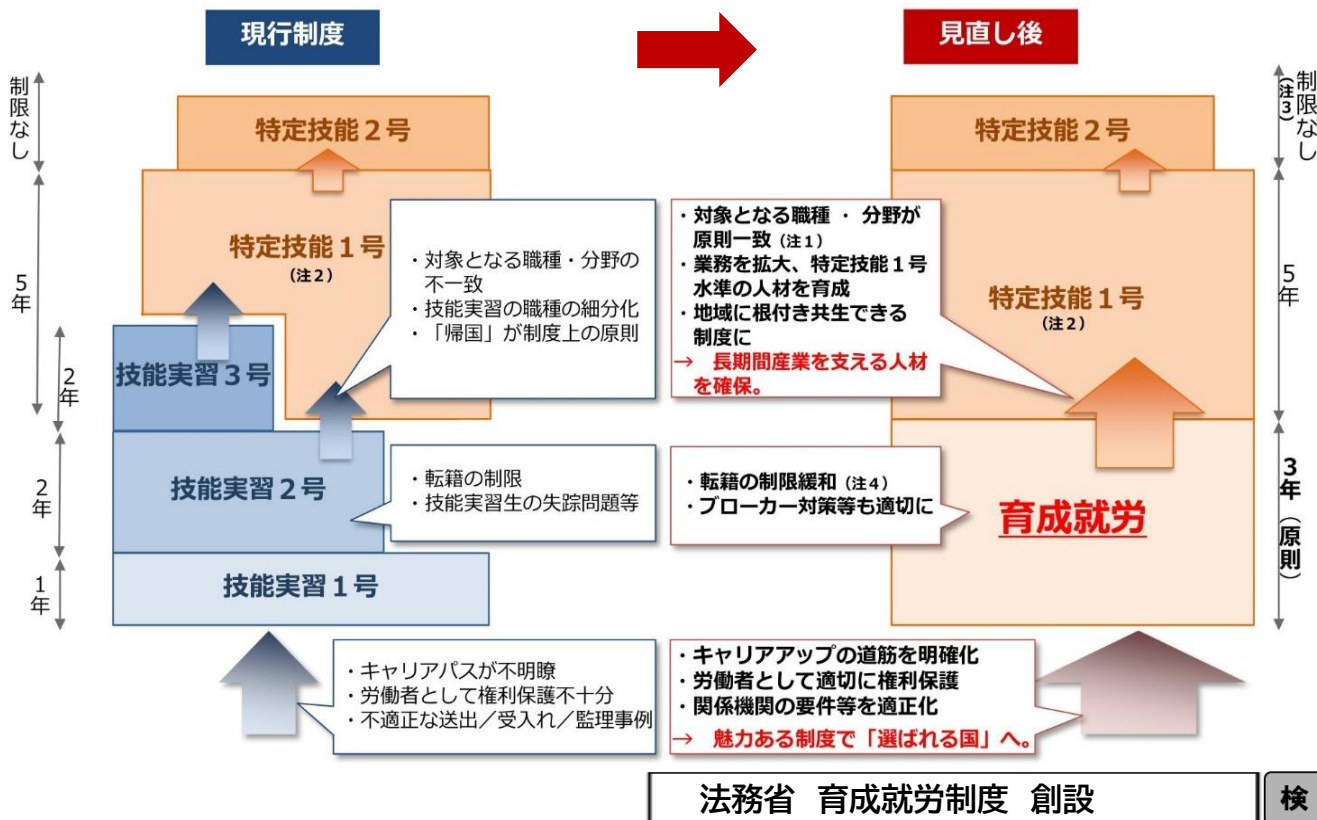


「育成就労」法案 衆院通過

「育成就労」創設を柱とする入管難民法などの改正案が5月21日の衆院本会議で、自民、公明、日本新の会、国民民主各党などの賛成多数で可決されました。立憲民主党や共産党は反対していますが、近く参院へ送られる見通しです。今国会で成立すれば、**公布から3年以内**に施行される方針のようです。



2024年4月より建設業の働き方改革がスタートしています!

今回の法改正では36協定で定める延長時間の上限だけでなく**休日労働も含んだ1ヶ月当たり及び2~6ヶ月の平均時間数**にも上限が設けられました労働時間管理の徹底を!



Check Point

- 「1日」「1ヶ月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、36協定でめた時間を超えないこと
- 休日労働の回数・時間が36協定で定めた回数・時間を超えないこと
- 特別条項の回数が、36協定で定めた回数を超えないこと
- 月の時間外労働と休日労働の合計が、**毎月100時間以上にならないこと**
- 月の時間外労働と休日労働の合計について2~6カ月の平均をとっても1月あたり80時間を超えないこと

技能実習生を受け入れている実施者の皆様への留意事項

技能実習制度の運用要領によると、技能実習生の技能実習は42時間以上又は45時間以上の時間外労働を実施させることは、原則想定しておりません

※時間外労働時間が80時間/月を超えた場合、技能実習計画の「変更認定申請書」を提出することとなります。尚、時間外労働時間80時間が年2回発生しますと認定の取り消し事案となり得ます。

※100時間を超える時間労働をさせた場合は、理由の如何を問わず労働法違反となります。罰金刑に処された場合、実習生の認定取り消しと、行政機関に公示されます。技能実習生並びに特定技能外国人の受入は、5年停止となります。

■監理団体からのお知らせ■

今月は定期監査、定期面談月となります。実習実施者の皆様にはお忙しい中、ご対応いただきありがとうございます。今後とも弊監理事業にご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。